

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

**I 現状**

**(1) 地域の災害リスク**

(洪水：洪水ハザードマップ)

当市の洪水ハザードマップは、平成30年4月に福岡県が指定・公表した想定し得る最大規模の降雨を前提とした多々良川、宇美川、御笠川、那珂川、樋井川、室見川、瑞梅寺川、雷山川（糸島市）の8河川の洪水浸水想定区域図を基に作成している。河川沿いの地域のみならず、地下利用が進んでいる都心部や住宅地が広く浸水する可能性があり、被害が大きくなる恐れがある。

(土砂災害：土砂災害ハザードマップ)

当市の土砂災害ハザードマップは、平成25年度に福岡県が土砂災害防止法により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を基に作成している。本市には、山間部やその周辺を中心に土砂災害警戒区域等が約1,800箇所存在しており、土砂災害の発生により人家や公共施設等に直接被害を与える恐れがある。

(高潮：高潮ハザードマップ)

当市の高潮ハザードマップは、平成30年6月に福岡県が指定・公表した想定し得る最大規模の台風を前提とした高潮浸水想定区域図を基に作成している。浸水が想定される区域は、市全体の約25%に相当する約84k㎡の範囲に及び、沿岸部のみならず、平野部の広範囲に及ぶ可能性がある。

(津波：津波ハザードマップ)

当市の津波ハザードマップは、平成28年2月に福岡県が指定・公表した福岡県に到達する最大クラスの津波を前提とした津波浸水想定区域を基に作成している。想定している断層は、西山断層及び対馬海峡東の断層となっており、沿岸部を中心に被害が想定されている。

(内水：内水浸水想定区域図)

本市では、令和2年6月に大規模な地下街を有する博多駅周辺地区において、想定し得る最大規模の降雨を前提とした内水浸水想定区域図を公表している。この浸水想定では、博多駅周辺地区のおよそ2割が浸水し、地下街等へ流入する可能性がある。

(地震：揺れやすさマップ)

想定地震は、国の地震調査研究推進本部による評価等に基づき、福岡市域に最も被害をもたらす警固断層南東部を震源とするマグニチュード7.2の地震としている。警固断層帯南東部で地震が今後30年以内に発生する確率は0.3～6%で、我が国の主な活断層の中では確率の高いグループに属している。

揺れやすさマップによると、警固断層帯沿い（博多区、中央区、東区）や博多湾沿岸などで最大震度6強を見込んでおり、市域全体を見ても、市域の大半で震度5弱以上の揺れを想定している。

(その他)

福岡市域に発生する可能性のある自然災害は、暴風、竜巻、豪雨、地滑り、洪水、崖崩れ、土石流などの風水害と、地震等に大別することができる。このうち、本市の気象、地勢その他の特性を考慮すると、最も発生頻度の高い災害は台風と大雨を要因とする風水害である。

その想定される災害の規模は、過去において被害の大きかった昭和28年、38年、47年、48年、平成11年、平成15年並びに平成21年の梅雨前線による集中豪雨、昭和55年の大雨、平成3年

の台風災害を基準とするものである。

地震（津波）の想定にあたっては、福岡県が実施した「地震に関する防災アセスメント調査（平成 24 年 3 月）」及び「津波に関する防災アセスメント調査（平成 24 年 3 月）」の結果を基礎としている。

なお、上記のような自然災害など、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、福岡市の地域に係る災害に関して、防災活動の万全を期し、社会の秩序と公共の福祉の確保に資するよう、令和 2 年 6 月に「福岡市地域防災計画」を改訂したところである。

#### （感染症）

感染症に関するリスクに関して、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）については、全国的に感染者数が増加し、当市でも新規感染者数（累計）が 3 千人（令和 2 年 11 月現在）を超えた状況であるが、未だ当該ウイルスの詳細が解明されていないことから、ウイルス感染は多くの市民にとって重大なリスクとなっている。

### （２）商工業者の状況

- ・ 民営の事業所数 72,284 事業所
- ・ うち、小規模事業者数 46,178 事業所  
（平成 28 年 6 月 1 日現在／平成 28 年経済センサス活動調査より）

#### 【内訳】

産業（大分類）	事業所数	小規模事業者数
農林漁業	54	48
鉱業, 採石業, 砂利採取業	6	6
建設業	4,967	4,405
製造業	2,104	1,780
電気・ガス・熱供給・水道業	101	65
情報通信業	1,918	1,027
運輸業, 郵便業	1,611	1,060
卸売業, 小売業	21,153	12,107
金融業, 保険業	1,455	1,079
不動産業, 物品賃貸業	5,242	4,699
学術研究, 専門・技術サービス業	4,686	3,235
宿泊業, 飲食サービス業	10,472	5,994
生活関連サービス業, 娯楽業	5,955	4,527
教育, 学習支援業	2,190	1,243
医療, 福祉	5,604	2,359
複合サービス事業	247	76
サービス業（他に分類されないもの）	4,519	2,468
総計	72,284	46,178

### （３）これまでの取組

#### １）福岡商工会議所の取組

- ・ 事業者 B C P に関する国の施策の周知

- ・会報誌を通じた事業者BCP策定に関する情報提供
- ・事業者BCP策定に関するセミナーの開催
- ・東京海上日動火災保険㈱と連携した事業者BCP策定に向けた個社支援
- ・防災備品（救急・防災セット、工具セット、ヘルメット、ゴーグル、マスク等）を備蓄

## 2) 志賀商工会の取組

- ・事業継続計画及び事業継続力強化計画（以下「事業者BCP」という。）に関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定に関する個別指導の実施
- ・緊急時開放備蓄型自動販売機の契約

## 3) 早良商工会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・福岡市早良区役所入部出張所並びに入部公民館との合同避難訓練の実施
- ・役職員緊急連絡網の登録
- ・防災備品（スコープ、懐中電灯等）を備蓄

## 4) 福岡市の取組

- 福岡市地域防災計画の策定
- 福岡市業務継続計画（震災対策編）の策定・改訂
- 防災関係ハンドブックの作成
  - ・女性の視点を活かした防災ミニブック
  - ・マンション防災・減災マニュアル
  - ・避難生活ハンドブック
  - ・防災の手引き など
- 洪水や高潮等の紙媒体のハザードマップ作成
- 福岡市総合ハザードマップ（Webマップ）の作成  
（URL <https://webmap.city.fukuoka.lg.jp/bousai/>）
- 多様な媒体での災害情報の発信
  - ・福岡市ホームページ、福岡市防災メール、福岡市LINE公式アカウント、ツナガル+など
- 福岡市市民総合防災訓練の実施
- オンライン避難訓練の実施
- 受援体制の構築
- 公的備蓄の整備・拡充

## II 課題

- ・地区内の多くの小規模事業者においては、災害リスク等に対する認識が不十分で、事業者BCPの策定も進んでいない状況であると考えられる。
- ・現状では、緊急時における福岡商工会議所、志賀商工会、早良商工会及び福岡市（以下「四者」という。）の間での具体的な協力体制の構築やマニュアル等の整備がなされていない。
- ・平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった経営指導員等職員が十分にいない。
- ・事業継続力強化支援計画に即した具体的な助言や保険・共済に対する助言を行える職員が不足している。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、テレワークや時差出勤の推進、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

### Ⅲ 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事業者BCP策定など事前対策の必要性を周知する。
- ・ 地区内小規模事業者が事業者BCPの策定を円滑に実行できるよう、セミナーや個別相談を通じて支援を行う。
- ・ 損害保険会社や専門家などと連携しながら、上記の周知、支援を推進する。また、事業者BCPの策定などについて小規模事業者に適切な助言ができるよう研修・勉強会を実施して職員のノウハウ・スキルの向上を図る。
- ・ 発災時における小規模事業者の被災状況の把握や、応急措置・早期の事業再開等を円滑に行うため、四者間における連絡体制や被害情報報告ルート等を構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時に速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

#### ※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

### 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

#### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和3年4月1日～令和8年3月31日)

#### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 四者の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

##### < 1. 事前の対策 >

- ・ 福岡市地域防災計画、福岡市新型インフルエンザ等対策行動計画、及び今後策定する事業継続力強化支援計画に基づき、発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

##### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 会報や市広報、ホームページ、メールマガジン、チラシ・パンフレット等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 事業者BCPの策定を希望する小規模事業者に対しては、中小企業診断士等の専門家や連携する損害保険会社を派遣し、策定に繋げる。
- ・ 災害時等のサプライチェーンの維持を見据え、販路開拓や調達先の確保を図るため、商工会議所・商工会が運営するネットを活用した商取引支援サービス「ザ・ビジネスモール」について周知し、利用を促進する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応する

ことを周知する。

- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

## 2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・福岡商工会議所 平成 28 (2016) 年に事業継続計画を作成 (詳細は別紙参照)
- ・志賀商工会 令和 2 (2020) 年に事業継続計画を作成 (詳細は別紙参照)
- ・早良商工会 令和 2 (2020) 年に事業継続計画を作成 (詳細は別紙参照)

## 3) 関係団体等との連携

- ・本支援計画において連携する福岡県火災共済協同組合や損害保険会社に協力を仰ぎ、普及啓発セミナーの開催や損害保険の紹介、事業者BCPの策定支援等を行う。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

## 4) フォローアップ

- ・セミナー参加者等に対してアンケートを実施し、事業者BCP等取組状況の確認を行い、事業者の状況に応じて、事業者BCP等策定や保険の加入等に関する相談、助言等のフォローアップに取り組む。
- ・四者は、当計画の進捗状況の確認や改善点等について協議する会合を年1回以上開催する。

## 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(福岡市が想定している警固断層南東部を震源とするマグニチュード7.2、最大震度6強の地震)が発生したと仮定し、四者間の連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

## < 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後速やかに職員の安否確認を行い、四者間で共有し、応急対策実施の可否を判断する。(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を四者間で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい、マスク着用等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、福岡市は感染症対策本部を設置し、商工会及び商工会議所は感染症対策を行う。

### 2) 応急対策の方針決定

- ・四者間で協議を行い、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・発災時は、各団体の事業継続計画に則り行動する。また、職員自身が命の危険を感じる場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、安全確認後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

- ・大まかな被害状況を確認し、速やかに情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、四者は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に1回以上共有する (※発災翌日は1日に2回共有)
1週間～1ヶ月	1週間に1回以上共有する
1ヶ月～3ヶ月	1ヶ月に1回以上共有する
3ヶ月以降	必要に応じて随時共有する

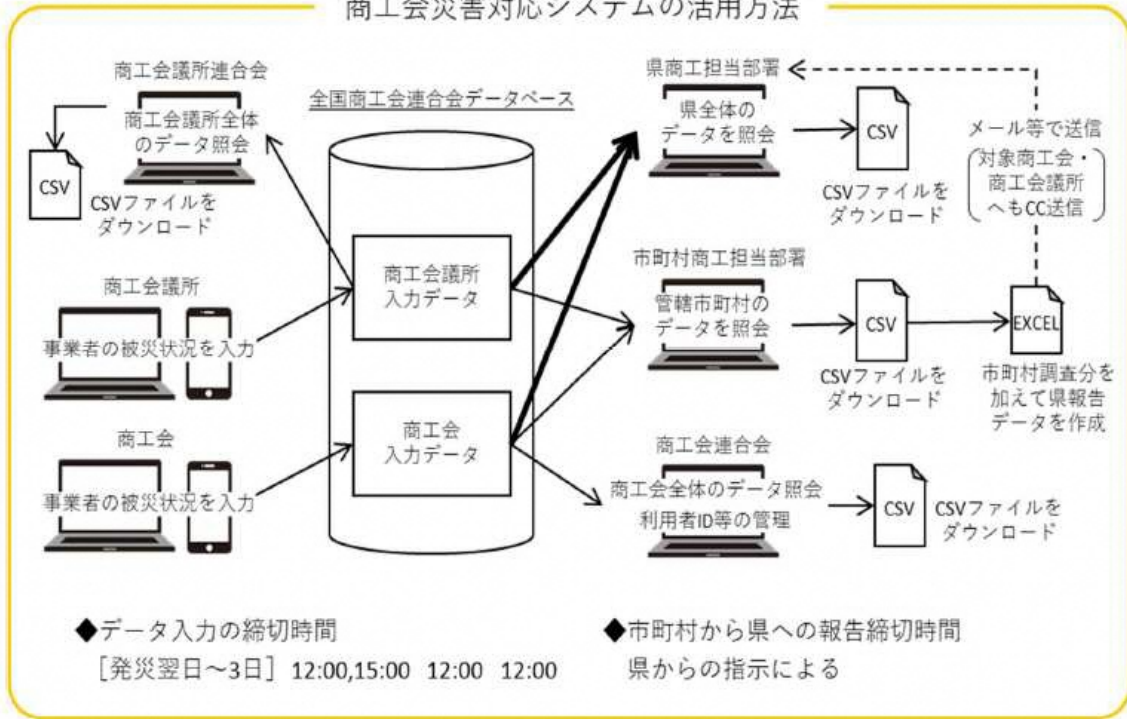
- ・福岡市で取りまとめた「福岡市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

### <3. 発災時における連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な把握及び報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、商工会及び商工会議所は被災地域での活動内容について決める。なお、福岡市は防災担当部局、感染症対象部局等と協議の上対応する。
- ・四者間で被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・商工会、商工会議所及び福岡市が共有した情報を、下記の福岡県が指定する方法にて、商工会、商工会議所又は福岡市より福岡県の商工担当部署へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、商工会、商工会議所及び福岡市が共有した情報を、福岡県が指定する方法にて、商工会、商工会議所又は福岡市より福岡県へ報告する。
- ・商工会及び商工会議所は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、福岡市の商工担当部署へ情報共有し、福岡県の商工担当部署へ報告する。
- ・商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・報告時間について、商工会及び商工会議所は原則、発災翌日の12:00と15:00、2日目、3日目は12:00とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当市は県からの指示により報告する。

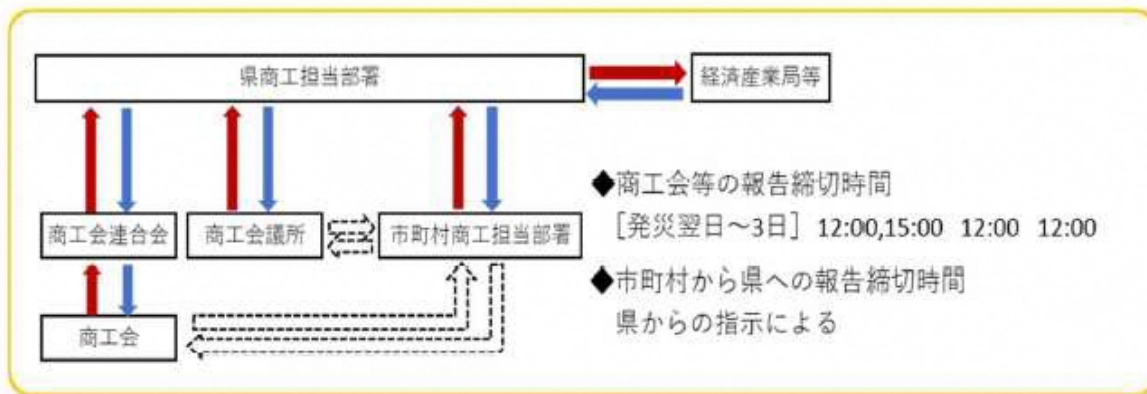
①システム利用可能時

商工会災害対応システムの活用方法



②システム不具合発生時

- ・下図の流れで情報共有又は報告を行う。



- また、当会は被害状況を9. 様式集に規定する様式Iに記載し、県の商工担当部署へ報告する。

様式I  
福岡県中小企業振興課経営支援係 〇〇-〇〇宛て【電子メールにて送付：（メールアドレス kaisishian@pref.fukuoka.lg.jp）】

令和〇年〇月〇日の大雨による商工被害状況

提出日：令和〇年〇月〇日

団体名：  
記入担当：

記入 順	被害箇所				被害状況		区分 （被害一帯の被害状況）
	所在地	店舗名の場合は 店舗名	事業所名	業種	被害額	被害内容（建物、家具、備品、備品の被害など、おおよそ被害の状況は詳しく記載してください）	
1	〇〇〇〇〇〇〇〇〇	—	〇〇〇〇製材所	製造業	約10万円	工場内が浸水。設備機2台が利用できない状況。	<small>被害一帯の被害状況に ついては、 被害一帯の被害状況に ついては、 被害一帯の被害状況に ついては、</small>
2	△△△△△△△△	△△商店	△△酒店	酒販売業	約140万円	店舗前の電柱が倒壊に倒れて倒れ、店舗半壊。在庫商品の約7割が被害。	
3							

※前記正字に誤りや記入漏れは厳禁です。正確な情報を記載してください。 ※用途が異なる場合はご留意ください。  
※既に被害を受けている被害箇所につきましては、今後の被害状況等の修正や追加が判明した場合は、併せて御報告をお願いします。

#### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- 商工会及び商工会議所は、相談窓口の開設方法について福岡市と相談し、必要に応じて共同相談窓口を設置して支援にあたる。  
また、国や県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。  
なお、被災状況に応じて市内複数箇所に相談窓口を設置する。
- 商工会及び商工会議所の事務所が被災した場合や、相談窓口設置場所が不足する場合は、福岡市に相談し、安全性が確認された場所に相談窓口を設置する。
- 地区内小規模事業者等の被害状況について、巡回や電話でのヒアリング、アンケート等により詳細を確認する。
- 応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市等の施策）について情報を取り纏め、地区内小規模事業者等へ周知するとともに、小規模事業者等からの個別相談に応じ、早期復旧のための支援を行う。
- 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

#### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- 県の方針に従って、商工会及び商工会議所は復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。なお、福岡市は防災担当部局、感染症対象部局等と協議の上対応する。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県や下記に相談する。  
（商工会） 全国商工会連合会、九州商工会連合会、福岡県商工会連合会  
（商工会議所） 日本商工会議所、九州商工会議所連合会、福岡県商工会議所連合会

#### ※ その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。



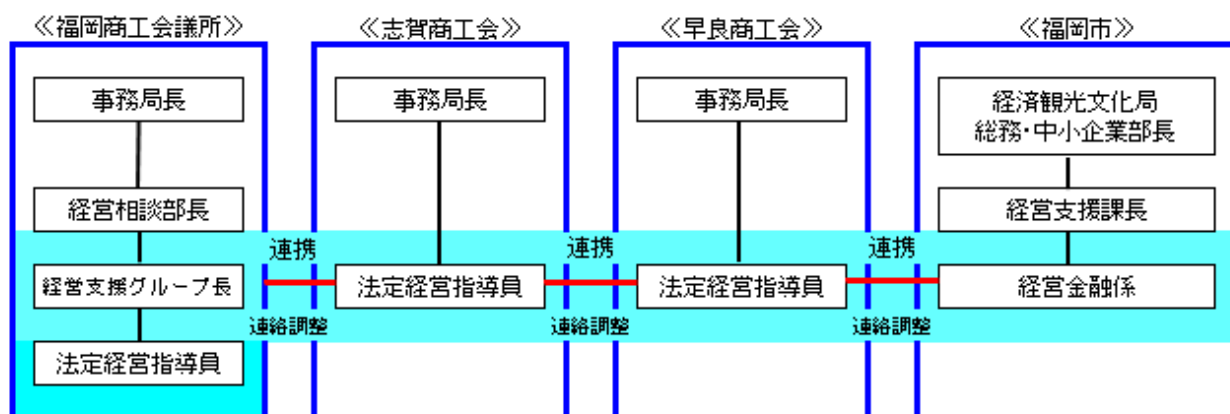
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年12月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

- 福岡商工会議所
  - 経営指導員 [Redacted] (連絡先: 下記(3)①を参照)
  - 経営指導員 [Redacted] ( " )
  - 経営指導員 原武 恒夫 ( " )
- 志賀商工会
  - 経営指導員 河田 匡史 (連絡先: 下記(3)①を参照)
- 早良商工会
  - 経営指導員 横田 英二 (連絡先: 下記(3)①を参照)
  - 経営指導員 黒木 伸 ( " )

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- 本計画の具体的な取組の企画や実行
- 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会/商工会議所

- 福岡商工会議所 経営相談部 経営支援グループ  
〒812-8505 福岡県福岡市博多区博多駅前2-9-28  
TEL: 092-441-1146 / FAX: 092-482-1523  
E-mail: fkkeiei@fukunet.or.jp

- ・志賀商工会  
〒811-0321 福岡県福岡市東区西戸崎 1 - 5 - 1 8  
TEL : 092-603-0112 / FAX : 092-603-1305  
E-mail : shika@shokokai.ne.jp

- ・早良商工会  
〒811-1102 福岡県福岡市早良区東入部 2 - 1 4 - 1 0  
TEL : 092-804-2219 / FAX : 092-804-4455  
E-mail : sawara@shokokai.ne.jp

②関係市町村

- ・福岡市 経済観光文化局総務・中小企業部経営支援課経営金融係  
〒812-8505 福岡県福岡市博多区博多駅前 2 - 9 - 2 8  
TEL : 092-441-2171 / FAX : 092-441-3211  
E-mail : keieishien.EPB@city.fukuoka.lg.jp

- ・福岡市 経済観光文化局総務・中小企業部政策調整課中小企業振興係  
〒810-8620 福岡県福岡市中央区天神 1 - 8 - 1  
TEL : 092-711-4326 / FAX : 092-733-5593  
E-mail : seisakuchosei.EPB@city.fukuoka.lg.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	1,190	710	710	910	710
・ 専門家派遣費	150	150	150	150	150
・ セミナー開催費	350	350	350	350	350
・ パンフ・チラシ作製・配布費	90	60	60	60	60
・ 防災、感染症対策費	600	150	150	350	150

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
福岡県補助金、福岡市補助金、会費収入、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
<p>■福岡県火災共済協同組合 理事長 城戸 津紀雄 所在地：福岡市博多区吉塚本町9番15号 福岡中小企業振興センタービル8F TEL：092-622-8071</p> <p>■あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 福岡支店 支店長 横山 和弘 所在地：福岡市博多区住吉2丁目9番2号 TEL：092-282-6534</p> <p>■東京海上日動火災保険株式会社 福岡中央支店長 小坂 正道 所在地：福岡市博多区綱場町3-3 TEL：092-281-8344</p>
連携して実施する事業の内容
<p>福岡県火災共済協同組合、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社及び東京海上日動火災保険株式会社と連携し、小規模事業者等に対し個別具体的なリスク回避方法や専門的情報の提供を行い、発災時の損害軽減を図る。 また、事業者BCPの策定に向けた、相談、助言等の支援に取り組む。</p> <p>(1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知 (2) セミナー、ワークショップの開催 (3) 事業者BCPの策定支援 (4) 自然災害等に備える保険等に関する各種情報提供、加入促進</p>
連携して事業を実施する者の役割
<p>■福岡県火災共済協同組合</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「地震危険補償特約・新総合火災共済・休業対応応援共済」等に対する周知・PR【上記(4)】</li><li>・巡回同行募集の強化【上記(4)】</li><li>・リスク診断への協力【上記(1)】</li><li>・会議、セミナー、相談会での商品説明【上記(4)】</li></ul> <p>■あいおいニッセイ同和損害保険株式会社</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・小規模事業者に対する災害リスクの周知(ハザードマップ web アプリ、損害保険見直し)【上記(1)、(4)】</li><li>・BCP策定支援(「BCPキットくん」によるBCP策定、BCPワークショップ・訓練セミナー)【上記(2)、(3)】</li></ul>

■東京海上日動火災保険株式会社

- ・セミナーの開催（講師派遣など）【上記（１）、（２）】
- ・事業者BCPに係る策定シートの事業者（セミナー参加者、支援希望事業者）への提供【上記（３）】
- ・自然災害等に備える保険に関する情報提供【上記（４）】
- ・その他、事業者BCPの策定支援希望事業者に対する支援【上記（３）】

連携体制図等

